

番号	8
措置の名称	地域通訳案内士制度の導入
措置の内容	<p>平成 27 年 9 月より構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づき地域限定特例通訳案内士制度を導入し、地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大を実現した。</p> <p>その後、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）が、平成 30 年 1 月 4 日に施行され、当改正により新たに「地域通訳案内士」制度の全国展開を図った。</p>
関係省庁	国土交通省